

## 問 4

# 専任の監理・主任技術者が必要な工事とは

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が**2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)**以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません。(建設業法第26条 第3項)

なお、専任技術者の配置は下請工事であっても必要です。

## ◆公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事◆

請負金額**2,500万円(建築一式工事は5,000万円)**以上の  
個人住宅を除くほとんどの工事 ※いわゆる民間工事も含まれます。

### 「工事現場ごとに専任」とは

**専任**とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。(監理技術者制度運用マニュアル 三)  
また、「営業所の専任技術者」との兼任もできません。

- ◆営業所の専任技術者との兼任不可
- ◆他の工事現場との兼任不可



工事現場における専任技術者

### (注意)

**「営業所の専任技術者」は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができないことに注意しよう！！**

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等)を行うことが職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

例外的に、技術者の専任性が求められない工事であって、①当該営業所で契約締結した建設工事で、②当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場で、③当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合には、兼務することができます。

(全ての要件を満たす必要があります。)

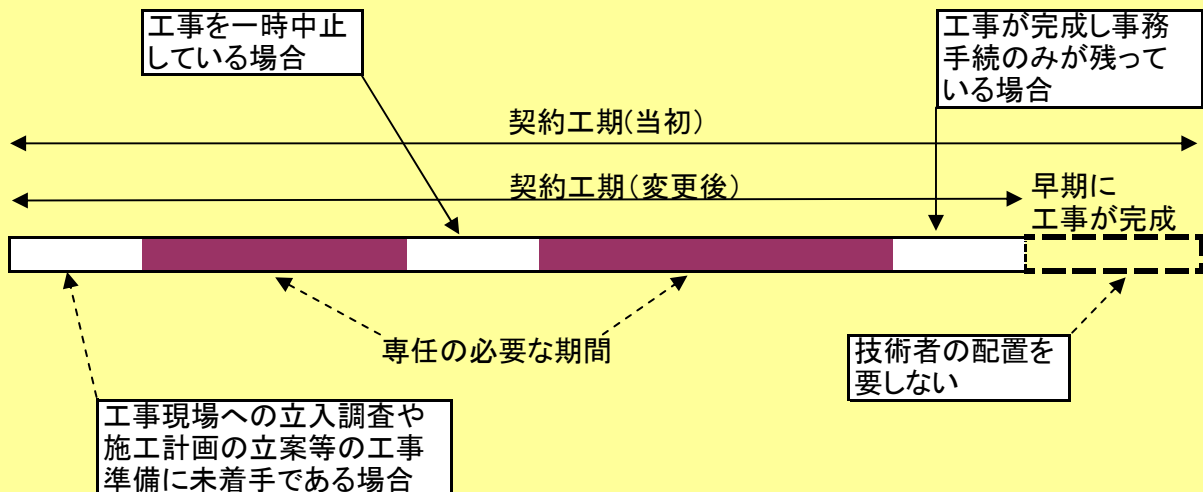
(監理技術者制度運用マニュアル ニーニ(5))

## 専任で設置すべき期間とは

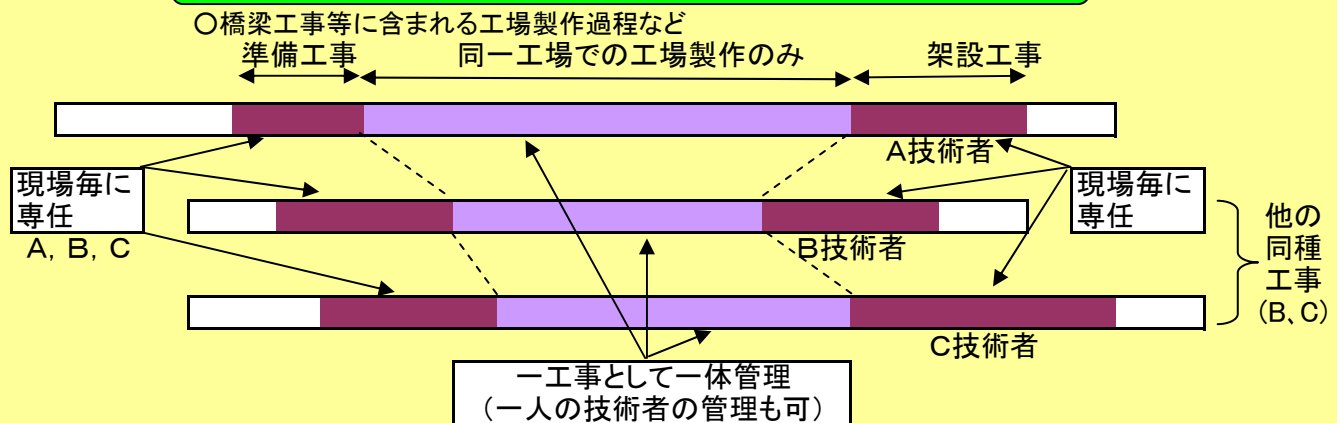
元請工事については、基本的には契約工期が専任で設置すべき期間とされていますが、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は必ずしも専任を要しません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により、専任を要さない期間が明確となっていることが必要です。

下請工事については、当該下請工事(再下請した工事があるときは、当該工事を含む。)の施工期間に技術者を専任で配置しなければなりません。(監理技術者制度運用マニュアル 三(2))

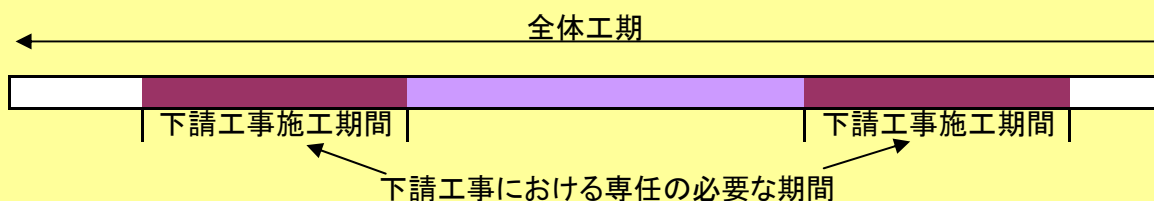
### 「発注者から直接建設工事を請け負った場合」の専任期間



### 「工場製作のみが稼働している期間」に係わる専任期間



### 下請工事であっても主任技術者の専任が必要



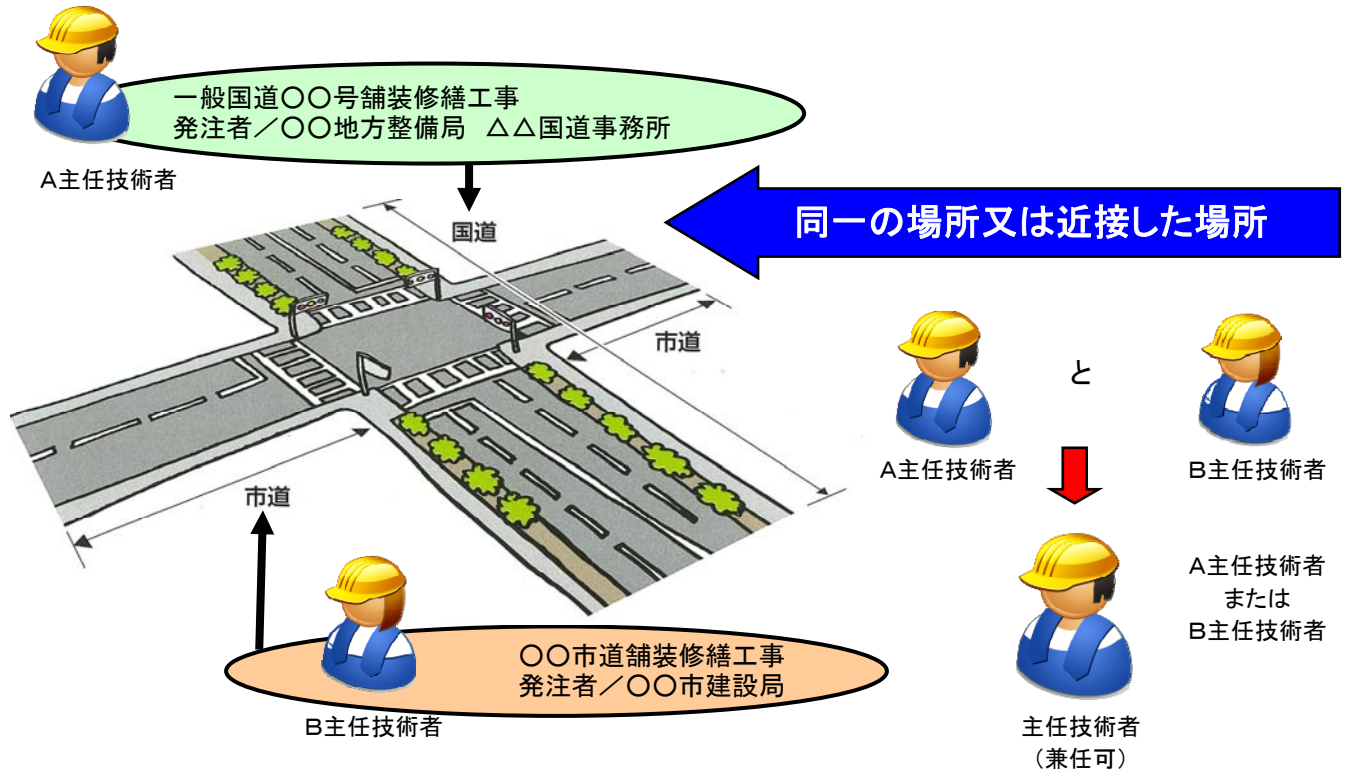
#### (注意)

工事が3次下請業者まで下請されている場合で、3次下請業者が作業を行っている場合は、1次、2次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者は現場に専任していなければならない!

## 二以上の工事を同一の(主任・監理)技術者が兼任できる場合 (建設業法施行令第27条第2項・監理技術者制度運用マニュアル 三(2))

公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

※注 この規定は専任の監理技術者には適用されません。



専任の監理技術者については統合的な管理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められていません。ただし、下記の要件を満たせば全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を同一の工事とみなして、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます。(発注者は同一又は別々のいずれでも可)

- ① 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ② それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの  
(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限りませぬ。)

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これら複数工事に係る下請金額の合計が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となる場合は、工事現場には主任技術者に代えて監理技術者を設置しなければなりません。

また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。

